

平成 27 年度コト消費起業家創出支援モデル事業

研修生募集要領

1 コト消費とは

近年、消費活動に関して「コト消費」という造語が使用され、商品の消費である「モノ消費」に対し、価値ある時間を消費することを「コト消費」と分類している。

大型ショッピングセンターでは、このようなコト消費の需要に対応するため、料理教室や音楽教室、こどもの遊び場等のスペースを増やすなど、売り場面積の大幅な見直しを行い、休日などはそこで一日中過ごす人達も出て来ている。

2 事業の主旨

学生の街、若者の街という特徴がある弘前市中心市街地では、ダンス教室やスポーツクラブ、買い物と併せて飲食が出来るコミュニケーションスペースなど、コト消費に関する取組が増加してきているが、起業の内容は種類が限られ、地域需要に対応しきれていない面がある。

また、地域貢献を目的のひとつとして起業を希望する人は多いが、起業後の売上げや経営の継続に対する不安があり、ノウハウを学ぶ場も不足している。

よって、本事業では下記の取組（事業内容）を通じて、弘前市の中心市街地がコト消費溢れる街になり、利用者・通行者が増加し、恒常的な賑わいを創出するモデルとなることを目的とする。

3 事業年度

平成 27 年度

4 事業内容

コト消費事業所における派遣研修の実施

5 実施内容及び留意事項等

(1) 研修生

- ① 要件：弘前中心市街地でコト消費起業家を目指す次のいずれかの者
ア) 18歳以上の男女（学生（大学・短大・専門学校）含む）
イ) 在籍する学校を経由して申し込みを行う高校生

- ② 募集人員：
概ね 20 人程度。

- ③ 募集期間：
7月～1月。
ただし、随時・定員になり次第締め切るものとする。
- ④ 研修期間：
7月～1月。
ただし、研修日程は、研修生及び受入事業者の間で調整の上設定するものとし、研修日数の上限は21日とする。
- ⑤ 研修内容：
 - ア) 受入事業者の通常業務を体験し、コト消費起業家マインドを習得する。
 - イ) 1日当たりの研修時間は4時間以上8時間以内とする。
 - ウ) 研修終了後のレポート作成・提出
 - エ) 県が開催する研修報告会出席・発表（2月予定）
- ⑥ 研修先：
別添研修受入事業所リスト参照
- ⑦ 申し込み方法：
研修生用様式②に必要事項を記載の上、経歴書を添付し、中南地域県民局地域連携部（弘前市蔵主町4／担当：工藤）に提出する。

(2) 経費

研修生は原則として無給とする。